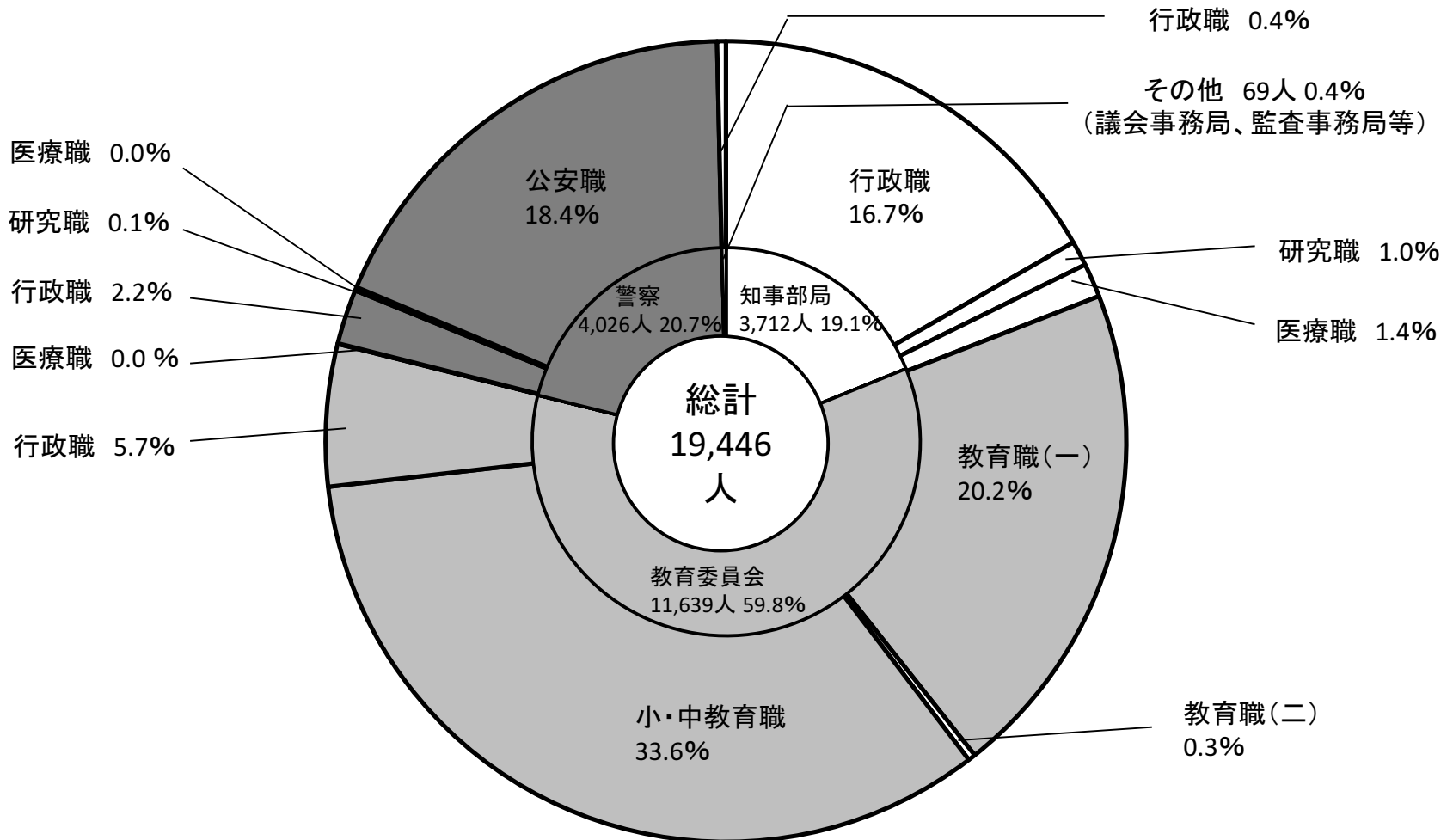


— 給与勧告制度の仕組み —

令和元年10月
岡山県人事委員会

給与勧告の対象職員

人事委員会の給与勧告の対象となる職員は、給与条例の適用を受ける職員19,446人です。
(平成31年4月1日現在)



人事委員会勧告までの手順

人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を正確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。

民間給与実態調査

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上
【県内264事業所抽出】

事業所別調査

給与改定等の
状況

ボーナス
昨年8月から
本年7月まで

従業員別調査

4月分給与
約9,800人を対象

職員給与実態調査

4月分個人別給与【対象人数:19,446人】

職員給与(行政職)と民間給与を比較
仕事の種類、役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の給与を比較(ラスパイレス方式)

県職員の特別給の支給月数と
民間の特別給の支給割合を比較

・情勢適応の原則
(民間準拠)
・均衡の原則

国家公務員
給与制度

給料表・手当の改定内容を決定

人事委員会勧告

給与改定の内容

1 月例給

- ・改定率 0.06% 改定額 223円
- ・若年層を対象とした給料表の改定
- ・初任給の引上げ(行政職 大卒 193,100円 → 194,300円、高卒 156,200円 → 157,900円)

2 期末手当・勤勉手当

- ・年間の支給割合を0.05月分引上げ(4.45月分 → 4.50月分)
- ・勤務実績に応じた給与を推進するため引上げ分を勤勉手当に配分

3 実施時期

- ・平成31年 4月1日:月例給
- ・令和元年12月1日:期末手当・勤勉手当